

蓮田市特定保健指導（令和7・8年度健診対象者）業務委託プロポーザル実施要領

1. 趣旨

特定保健指導業務は、対象者が主体的に生活習慣病の発症予防に向けた行動変容の方向性を導きだせるよう支援することが中心に、健診結果、ライフスタイル、価値観、行動変容のステージ等の必要な情報を収集するためのコミュニケーション技術や、それに基づき支援方策を判断する技術等が必要であり、これらの様々な技術を統合させ、実践に生かし、実施効果を高めることが求められます。

特定保健指導業務の実施に当たり、専門的技術や実施能力をもつ事業者による企画提案の機会をもち、より一層高い効果が期待できる事業者を選定するため、プロポーザル方式による選考を行うものです。

2. 委託業務名

蓮田市特定保健指導（令和7・8年度健診対象者）業務委託

3. 業務概要

(1) 業務委託期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

(2) 業務の内容

「蓮田市特定保健指導業務委託詳細仕様書」のとおり

4. 特定健康診査の概要

(1) 令和7年度・8年度特定健診対象者

約10,000人/年

(2) 令和7年度特定健康診査受診者見込み

約4,000人（約40%）/年

(3) 実施期間

令和7年6月1日から令和7年12月27日

令和8年6月1日から令和8年12月28日（予定）

5. 特定保健指導実施状況（法定報告数）

区分 年度	特定健診受 診者数(受 診率)	特定保健指導						実施率
		対象者			終了者			
		動機付 け支援	積極的 支 援	計	動機付 け支援	積極的 支 援	計	
R1	4,373人 (44.7%)	377人	86人	463人	59	5人	64人	13.8%
R2	4,141人 (43.1%)	356人	81人	437人	65人	8人	73人	16.7%
R3	4,220人 (45.7%)	351人	84人	435人	57人	12人	69人	15.9%
R4	3,947人 (45.8%)	332人	88人	420人	35人	5人	40人	9.5%
R5	3,805人 (46.7%)	321人	81人	402人	45人	6人	51人	12.7%

6. 委託事業者選定スケジュール

内 容	期 日
企画提案に係る質問の提出期限（手順①・任意）	令和7年 1月10日（金） 16時必着
質問への回答通知予定日	令和7年 1月15日（水） 16時（予定）
参加申出書の提出期限（手順②）	令和7年 1月17日（金） 16時必着
企画提案書・見積書等の提出期限（手順③）	令和7年 1月27日（月） 16時必着
プレゼンテーション審査日（手順④）	令和7年 2月 4日（火） 午後
選定結果の通知予定日	令和7年 2月 7日（金）

7. 選考形式

提出された企画提案書等に基づき参加者によるプレゼンテーション（1事業者当たり25分以内）を実施し、その後市側から10分程度のヒアリングを実施します。

8. 審査

評価者により、企画提案書、見積書等及びプレゼンテーションの内容から相対的に加点を行い、合計得点の高いものから順位を決定し、最も評価の高い者を選定します。同点であった場合は、優秀、優良の順で評価の高い項目数が多いものを上位とします。ただし、最低制限基準は合計点が6割以上とし、その基準に満たない場合は原則選定しません。なお、提案事業者が1社であっても審査を行い、審査結果は文書にて参加事業者全てに通知します。

評価項目		評価参考事項
組織・人員に関する事項	組織体制	・業務に対する組織体制の適正性
	人員体制	・専門職の人材確保・配置状況 ・専門職等の研修体制
業務内容に関する事項	企画・業務内容	・仕様書内容の把握 ・事業全体の視点、考え方の適正性 ・実施プログラムの具体性、完成度 ・事業評価の適正性 ・独自企画の提案
運営に関する事項	事業計画	・事業計画の具体性及び明確化
	緊急時等の対応	・緊急時の対応の明確化 ・苦情等の対応方法
	個人情報の保護・管理	・個人情報の取り扱い、管理の適正性
委託費に関する事項	見積金額	・事業内容に対する見積金額の適正性
業務実績に関する事項	業務受託実績	・類似事例への取り組み実績
業務受託姿勢に関する事項	プレゼンテーション	・プレゼンテーション内容 ・質疑応答時の回答

9. 提出書類

(1) 企画提案に係る質問の提出 (手順①・任意)

(※質問がある事業者のみ)

- ・提出期限 令和7年1月10日(金) 16時到着分まで。
- ・提出方法 質問書(指定:様式第1号)を電子メール又はFAXにて送信すること。
また、送信後は電話にて送信確認を必ず行うこと。
※口頭による質問は受け付けられないものとする。
- ・回答 原則として開封確認メールで送信します。開封確認できない場合のみFAX送信します。また、質問に対する回答は、本要領及び仕様書の追加または修正とみなす。
なお、必要に応じ質問内容の一部を伏せる場合がある。

(2) 参加申出書等の提出 (手順②)

- ・提出期限 令和7年1月17日(金) 16時まで(必着)
- ・提出場所 蓮田市役所健康増進課(蓮田市役所 蓮田市大字黒浜 2799-1)
- ・提出方法 持参、郵送又は電子メール(PDFファイル)
- ・各種様式 市ホームページからダウンロードの上、作成すること。
 - 参加申出書(指定:様式第2号) 1部
 - 参加資格に関する誓約書(指定:様式第3号) 1部
 - 会社概要及び業務実績(指定:様式第4号) 1部
 - 担当者名簿(指定:様式5号) 1部

(3) 企画提案関係書類・見積書関係書類 (手順③)

- ・提出期限 令和7年1月27日(月) 16時まで(必着)
- ・提出場所 蓮田市役所健康増進課
- ・提出方法 持参又は郵送
 - 企画提案書〔任意様式〕 7部
 - 見積書(指定:様式第7号) 7部
 - 見積明細書〔任意様式〕 7部 } (正本1部、副本6部)
※副本は複写可とします

10. 提出書類の作成に際しての注意事項

(1) 企画提案書〔任意様式〕 必要記載事項

次の項目ごとにA4用紙にまとめてください。また、企画提案書表紙には申請者名(代表者名)と作成者名を記入してください。

①業務実施体制

- ・従事職員の職種、資格、役割及び兼任の有無
- ・従事職員の研修体制
- ・個人情報の管理体制
- ・安全管理の体制(事故・苦情の対応策、保険加入の有無)

②業務実施計画

- ・業務の目的とその考え方
- ・募集方法及び内容

- ・動機付け支援、積極的支援の方法及び内容
- ・評価基準及び方法
- ・報告の方法及び内容
- ・参加勧奨・脱落防止策
- ・使用する教材・ツールの内容と特徴

③アピールポイントについて

- ・特定保健指導事業のさらなる利用率向上等に向け、アピールポイントを記載してください。

(2) 見積書作成に係る注意事項

- ①見積書には、動機付け支援と積極的支援のそれぞれ一人当たり単価を記載してください。(初回支援と継続支援のみとし、「募集、案内、勧奨等」「セミナー等」の金額は含まない。)
- ②見積金額には事業者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。(消費税及び地方消費税を含まない額)
- ③見積書及び見積明細書には、件名、金額、住所、社名及び代表者(代理人で指名参加登録している場合は代理人)を記載し、代表者印(代理人の場合は、代理人の印)を押印してください。
- ④見積書には、必ず見積書の明細となる見積明細書(課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した明細とすること)を添付すること。見積書記載金額と見積明細書の合計金額は一致しませんので注意してください。
- ⑤見積明細書は、任意の様式で結構です。
- ⑥見積書及び見積明細書の正本は、件名(委託業務名)及び社名を記載した封筒に入れてください。なお、封筒ののり付け部分には代表者印(又は代理人印)で割印してください。

1 1. プレゼンテーション審査(手順④)

- (1) 日 時 令和7年2月4日(火)午後(予定)
開始時間は、別途通知します。※プレゼンテーションの順は、「プロポーザル参加に係る申出書」の到着順とします。なお、郵送で同時に配達されたものについては、事業者名の五十音順の早い方を前とします。
- (2) 会 場 蓮田市役所 蓮田市大字黒浜 2799-1
- (3) 機 器 プレゼンテーション用液晶プロジェクター、スクリーン及びレーザーポインタは市側で用意しますが、パソコンはご用意ください。その他、必要な設備及び持参される機器がある場合は、ご連絡ください。

1 2. 質問・回答

- (1) 質問期限 令和7年1月10日(金)16時到着分まで受け付けます。
- (2) 質問方法 質問票を電子メール又はFAX送信してください。
- (3) 回 答 令和7年1月15日(水)16時まで、質問内容と共に電子メール(開封確認できない場合のみFAX)にて回答し、その後市ホームページ上にも掲載し

ます。

1 3. 留意事項

- (1) プロポーザル参加に関する一切の費用は参加事業者の負担とします。
- (2) 提出期限までに必要書類が提出されない場合は、辞退したものとします。
- (3) 提出された見積書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできません。また、提出書類は返却しません。
- (4) 審査（選考）結果は、参加事業者全部に文書にて通知します。
- (5) 参加申出書（指定：様式第2号）でプロポーザル参加を申し出した後に、プレゼンテーションへの参加を辞退する場合は、必ず「参加辞退届（指定：様式第6号）」を提出してください。
- (6) 提案者は、本件に関して当市が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはなりません。なお、提案が採用された場合も同様とします。
- (7) 業者決定後、市は事業の円滑、かつ、具体的な実施のために提案内容の変更や新たな事項を求める場合があります。

【提出先及び問い合わせ先】

蓮田市健康福祉部健康増進課 担当：折原、村田、小林

〒349-0193 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1

電 話 048-768-3111（内線142）

FAX 048-765-1700

電子メール hoken@city.hasuda.lg.jp